

(別紙)

○「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」(昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表  
(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
別紙2 管理基準 単位：mg/kg				別紙2 管理基準 単位：mg/kg			
種類	有害物質名	対象となる飼料	基準	種類	有害物質名	対象となる飼料	基準
農薬	(略)	(略)	(略)	農薬	(略)	(略)	(略)
	クロラントラニプロール	稲わら (略)	<u>0.15</u> (略)		クロラントラニプロール	稲わら (略)	<u>0.1</u> (略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	フルトラニル	稲わら	<u>60</u>		フルトラニル	稲わら	<u>20</u>
		稲発酵粗飼料	<u>15</u>			稲発酵粗飼料	<u>5</u>
粃米		<u>20</u>		粃米	<u>5</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
注1～9 (略)				注1～9 (略)			

附 則

この通知は、令和6年2月22日から施行する。